

四国学院大学 父母の会会則

第1条 本会は四国学院大学 父母の会と称する。

第2条 本会の会員は四国学院大学の学生の父母等をもって組織する。

第3条 本会は四国学院大学の教育の趣旨に賛同し、その進展のために協力することを目的とする。

第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

1. 大学と父母等および父母等相互の間の連絡と意見の疎通を図ること。
2. 学生の課外活動に関する協力。
3. 学生の生活指導に関する協力。
4. 学生の就職に関する協力。
5. 大学PRに関する協力。
6. 大学後援会に関する協力。
7. その他の必要な事業。

第5条 本会の役員および幹事は次のとおりとする。

会長 1名 副会長 2名

幹事 (若干名)

副会長2名のうち1名は大学の副学長とする。

第6条 役員の任務は次のとおりである。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、必要に応じその会務を代行する。
3. 幹事は、役員会の評議に当たる。

第7条 役員および幹事は役員会において選任する。

第8条 役員の任期は1ヵ年とする。但し、再任をさまたげない。

第9条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。
2. 顧問は役員会に出席して意見を述べることができる。

第10条 本会の運営は役員会に委ねられる。

1. 役員会は会長・副会長および幹事をもって組織し、必要に応じて会長が召集し、会務について協議を行う。

第11条 本会の目的を達成するために必要に応じて各種委員会を置くことができる。委員会の内規は別途定める。

第12条 本会は会長の召集により総会を開く。

第13条 本会の会費は年額15,000円とする。

第14条 納付した会費は原則として返金しない。

第15条 本会の経費は会費をもってこれにあてる。

会員は毎年5月末までに会費を納入するものとする。

第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。予算・決算は役員会の承認を得、総会の了承を得るものとする。

第17条 本会の会計監査は2名とする。そのうち1名は学校法人四国学院監事に依頼する。

第18条 本会は事務局を四国学院大学学生コモンズ支援課内に置く。

1. 会長は学長と相談の上、父母または卒業生の父母から事務局長を選任する。
2. 会長は事務局業務を学生コモンズ支援課長および学生コモンズ支援課員に委嘱する。

第19条 本会則の制定改廃は役員会において審議決定する。

(附則)

この会則は、1973年1月20日より実施する。

1982年10月1日改正する。

1983年9月1日改正する。

1990年3月24日改正する。

1993年2月6日改正する。

1994年3月26日改正する。

1996年9月21日改正する。

1998年3月21日改正する。

2002年3月23日改正する。

2002年9月7日改正する。

2003年9月13日改正する。

2004年9月11日改正する。

2006年3月25日改正する。

2006年9月16日改正する。

2007年3月24日改正する。

2009年3月20日改正する。

2011年9月10日改正する。

2012年3月17日改正する。

2013年9月7日改正する。

2017年3月11日改正する。

2022年3月19日改正する。

2022年9月10日改正する。

2025年3月15日改正し、2025年4月1日より施行する。